

平成30年度に実施予定の主な取り組み

資料1

「新」は新規、「拡」は拡充、下線は重点的に実施する取り組み

基本方針	計画事業名	平成30年度に実施予定の主な取り組み
基本方針1 一人一人がごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指します。	1 1 1 1 1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな市民向けリーフレットの作成 ○ 市民向け啓発キャンペーンの実施 (新) ○ 「ちばルール」及び店頭回収の事例集を作成し、ちばルール協定店及び各事業者に配布し、協定店の拡充及び店頭回収品目の充実を促進 ○ 優良事業者表彰 (拡) ○ 食品ロス削減に関する啓発品を作成し、市内飲食店やホテルに協力を仰ぎ、市民に対する啓発を実施
	2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育教材を作成し、市内の学校等へ配布 ○ <u>市立小学校111校及び千葉大学付属小学校で「ごみ分別スクール」を実施</u> ○ <u>市内保育園(所)6か所・市内幼稚園6か所で「へらそうくんルーム」を実施</u> ○ 出前講座等によるわかりやすい情報の提供 ○ ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」の作成および配布 ○ 広報広聴課Twitter、Facebookを活用した情報提供の実施 ○ <u>事業系焼却ごみ削減促進のチラシを作成し、許可業者を通じて排出事業者へ配布</u> ○ <u>家庭からでる引っ越しごみ等の一時多量ごみの適正な処理方法についてチラシを作成し住宅管理会社等と連携し周知</u> ○ 食品衛生管理者講習会(月2回)及び動物取扱責任者研修会(年1回)を開催し、中小規模の事業者に対して事業所ごみの適正処理方法を周知啓発 ○ ごみ処理に係る経費等をHPを通じて情報発信
	3 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル情報コーナーにおける不用品交換情報の提供等 ○ HPIにおけるリユース食器に関する情報の提供 ○ 各種イベントにおいて、啓発品(タンブラーやマイバッグ等)や啓発用チラシを配布 ○ 民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進
	4 料金の見直しによるごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却ごみ量等の推移の考察 ○ ごみ処理経費やリサイクル等推進基金に関する決算・予算の内訳をHPへ掲載
	5 生ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ減量リーフレットを作成し、市民へ普及啓発 (新) ○ <u>生ごみ水切りモニター及びミニ・キエーロ市民モニター事業の実施</u> ○ <u>生ごみ減量処理機補助200基、生ごみ肥料化容器補助350基の購入補助金交付を</u> <u>目指し、周知啓発</u> ○ 生ごみ減量処理機等補助金制度のポスターを区役所等に掲示し普及啓発 ○ 生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣 (拡) ○ <u>市内の6公民館で「生ごみ減量講習会」を実施。また、高校生を対象としたエコレシピ料理講習会を開催</u> ○ フードバンク活動の実施と周知啓発 (拡) ○ <u>食品ロス削減に関する啓発品を作成し、市内飲食店やホテルに協力を仰ぎ、市民に対する啓発を実施(再掲1)</u>
	6 国及び他自治体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国都市会議、大都市清掃事業協議会や千葉県環境衛生促進協議会等を通じた他自治体との意見交換、国、関係団体への働きかけ ○ 災害時の相互支援・広域連携の体制強化
	7 きれいなまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみゼロクリーンデーの開催 ○ 路上喫煙等及びポイ捨て防止に関して取締り地区内における巡視活動、取締り地区外における指導活動を継続し、また、近隣市とともに広域的に周知啓発 ○ ごみステーション美化活動等に関する表彰 ○ 市民等が実施する美化活動の支援
	8 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄等防止監視業務(定点監視)の民間委託 ○ 各環境事業所による不法投棄巡回パトロールの実施 ○ 市政だよりや啓発用立看板を用いた不法投棄未然防止PRの実施 ○ 廃棄物適正化推進員の研修の充実 ○ 各環境事業所において不法投棄防止監視カメラの貸与を実施
	9 C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市庁舎全体の共通目標として「可燃ごみ発生量の抑制」を設定し、継続的な廃棄物排出削減等の取組みを促進 ○ 市施設管理者に対して事業所ごみ分別ルール及び適正排出方法を周知 (拡) ○ <u>環境マネジメントシステムを指定管理者施設へ拡大</u>

基本方針	計画事業名	平成30年度に実施予定の主な取り組み
基本方針2 再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。	10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援	<p>(拡) ○ 市民・事業者・市の3者協働で廃食油の再資源化ルートを構築。また、排出機会増を目指し、周知啓発等により回収拠点を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ資源化アドバイザーの養成 ○ 廃棄物適正化推進員研修会などを通じて、推進員に対し市政のごみ減量等に関する情報を提供 ○ 事業所ごみ通信「リサイクルクリーンちば」の発行 ○ NPO法人等関係団体と連携し、ごみ減量に関する講習会を開催 ○ ごみ問題検討委員会等を通じた意見交換 ○ 事業系焼却ごみ削減促進のチラシを作成し、許可業者を通じて排出事業者へ配布(再掲2) ○ 家庭からでる引っ越しごみ等の一時多量ごみの適正な処理方法についてチラシを作成し住宅管理会社等と連携し周知(再掲2)
	11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出ルール違反が著しいごみステーションにおいて、町内自治会等と連携し排出指導を実施 ○ ガイドブック及びごみステーション看板(日本語版、外国語版)の作成、配布 ○ 廃棄物適正化推進員の研修の充実(再掲8) ○ 各住宅管理会社へ協力依頼し、単身世帯向けにごみ分別・減量・適正排出等の周知・啓発チラシを配布 ○ 広報広聴課Twitter、Facebookを活用し情報提供の実施 ○ ごみステーションにおける早朝啓発活動の実施 ○ 資源物等持ち去り対策の強化 ○ ごみステーション美化活動等に関する表彰(再掲7) ○ 市民意見を踏まえたよりわかりやすい「家庭ごみ減量と出し方ガイドブック」等の作成 ○ 排出ルール違反が著しい地域について、チラシ貼付による周知啓発を実施
	12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業用大規模建築物所有者に提出を義務づけている減量計画書の記載項目等を精査し、様式に係る規則改正を実施 ○ 廃棄物講習会を通じて、事業者のすぐれた取組みを紹介するとともに、事業所ごみ通信「リサイクルクリーンちば」を発行し、取組みを周知 ○ 事業系焼却ごみ削減促進のチラシを作成し、許可業者を通じて排出事業者へ配布(再掲2) ○ 廃棄物の減量及び再資源化に積極的に取り組む等、本市の環境行政に優れた貢献のあった事業者を表彰 ○ 大規模事業所立入調査対象事業所のうち、古紙の再資源化率80%以下事業所のテナントに対し、戸別訪問説明を実施 ○ 新規開業事業者へ9月及び翌年3月にガイドブックを配布し、事業所ごみの適正排出等の周知を実施 ○ 事業者に対する適正排出指導の強化 ○ ルール違反ごみの開封調査等を行い、排出事業者に対して訪問指導を実施
	13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源回収奨励補助金による活動の促進 ○ 資源物保管庫やリヤカー等集団回収の実施に必要な用具を貸与 ○ 積極的に取り組んだ団体を表彰 ○ 集団回収の取組における留意点をホームページなどに掲載 ○ 新規自治会に対し集団回収への参加案内を実施
	14 剪定枝等の再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内全域における剪定枝等の資源収集の実施 ○ 新規開業事業者に対して事業所ごみ分別排出ガイドブックを用いた啓発を実施。また、野焼き等不適正処理に係る訪問指導において剪定枝等の再資源化処理について誘導

基本方針	計画事業名	平成30年度に実施予定の主な取り組み
基本方針2 再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を 目指します。	15 生ごみの再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>生ごみ減量処理機補助200基、生ごみ肥料化容器補助350基の購入補助金交付を目指し、周知啓発(再掲5)</u> ○ 生ごみ減量処理機等補助金制度のポスターを区役所等に掲示し普及啓発(再掲5) ○ 事業用大規模建築物の立入調査で、食品リサイクル法の周知を行うとともに登録再生事業者を紹介し、生ごみの再資源化を促進。また、食品取扱事業者を対象とする食品衛生講習会(月2回)において、生ごみの再資源化について周知 (新) ○ 補助制度の概要等の周知を行い、事業用生ごみ処理機を設置する事業者に対し、設置費等の一部を助成 (新) ○ 若葉区・緑区の一部小学校において、給食残渣再資源化モデル事業を実施
	16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>清掃工場での搬入物検査において、資源物や産業廃棄物を搬入した事業者及び収集運搬許可業者に対し、分別排出指導を実施</u>
	17 さらなる再資源化品目の検討・推進施策	<ul style="list-style-type: none"> (新) ○ 単一素材プラスチックの再資源化のため、各環境事業所で、自己搬入ごみから衣装ケースの選別を実施。また、バケツ等の単一素材プラスチック製品について各環境事業所で、拠点回収を開始 ○ 新浜リサイクルセンターにて、廃混合プラスチックを売却し、資源の有効利用を行うとともに不燃残渣処分量を削減 ○ プラスチック製容器包装の再資源化に関して容器包装リサイクル法改正に関する情報を収集し、国の動向を注視

基本方針	計画事業名	平成30年度に実施予定の主な取り組み
基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。	18 収集運搬体制の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬委託業者らによる組合と連携した効率的な収集運搬体制を検討 ○ 収集運搬委託業者らによる組合と連携した契約方法の見直しを検討 ○ 幕張クリーンセンター等の適正な維持管理
	19 ごみ出し支援サービスの実施	(保健福祉部局所管事業として、高齢福祉課へ移管)
	20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業用大規模建築物の立入調査で、食品リサイクル法の周知を行うとともに登録再生事業者を紹介し、生ごみの再資源化処理施設への誘導を実施(再掲15) ○ 新規開業事業者に対して事業所ごみ分別排出ガイドブックを用いた啓発を実施。また、訪問調査・指導において生ごみ及び剪定枝等の再資源化処理施設へ誘導(再掲14) ○ 市内全域における剪定枝等の再資源化を実施(再掲14) (新) ○ 補助制度の概要等の周知を行い、事業用生ごみ処理機を設置する事業者に対し、設置費等の一部を助成(再掲15) (新) ○ 若葉区・緑区の一部小学校において、給食残渣再資源化モデル事業を実施(再掲15)
	21 焼却残渣の再生利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 溶融スラグ化による再生利用 ○ 溶融スラグの利用先拡大
	22 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進	○ 北清掃工場における次期長期責任型運営維持管理事業の検討
	23 最終処分場の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋立物の適切な処分及び浸出水の適正処理の実施 ○ 観測井や民家井の水質調査の実施 ○ 測量実施による埋立残余量の把握 ○ 最終処分場における長期責任型運営維持管理業務による維持管理
	24 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備	(新) ○ 新清掃工場(北谷津用地)の計画に関連して、環境影響評価現況調査を実施。また、建設・運営維持管理に係る事業者の募集・選定手続きを実施
	25 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期整備計画に基づく新浜リサイクルセンターの適正な維持管理 ○ 次期リサイクル施設の整備に関する候補地選定のための情報収集
26 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新内陸最終処分場の延命化のため、清掃施設で発生した主灰・破碎残渣について、民間処理施設を活用した処理を実施 ○ 次期最終処分場に関する技術検討を実施 ○ 次期塵芥汚水処理場の基本設計などを実施 	
27 適正処理困難物等の処理推進	○ 全国都市清掃会議及び大都市清掃事業協議会を通して、国に対し指定品目拡大等を要望	